

農業体験のお手伝いをします

ふるさと食農教室 実施者募集

家族や子育てサークルなどで農業体験やみそづくりなどをやってみたくてという人、「ふるさと食農教室」を利用してみませんか。

内容

市民の皆さん(5人以上)が企画・実施する酪農体験、野菜づくり、みそ漬物づくり体験等をお手伝いします。
市は、学習・体験活動に必要な情報を提供し、経費(講師謝金、材料費等)の一部を負担します。実施内容、成果については、広く市民へ公開します。

取組事例

- ◇ 幼稚園でイモ植え
- ◇ PTA・婦人会でみそづくり
- ◇ 子育てサークルで
だごづくり、うどんづくり

募集期限

5月31日(火)
※応募者多数の場合は、計画の内容により決定します。
※詳しくは、農林商工課までお問い合わせください。

“食農”教室 テーマ事例

テーマ	講師	住所
酪農体験	古川 美恵子	武内町
有機野菜づくり	オアシス会 代表 下平 寅義	山内町
もち・みそ体験	神六園 代表 杉原 美津江	山内町
漬物づくり	庭木 洋子	朝日町
そば打ち体験	飛龍の里 桑原 ヨシノ	武内町
郷土料理づくり	山内町ふるさと食品研究会 会長 多久島 道枝	山内町
農業体験	里の駅きたがた 駅長 宮原 祐子	北方町

問 営業部 農林商工課
(23)92335



担当:坂口

※企画の際の参考にしてください。

《期間》5月16日(月)～24日(火)

軽自動車税の減免申請を受け付けます

軽自動車を所有し、一定の要件(障がい程度、使用目的など)に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

対象要件

- ① 障がい者等が所有する軽自動車を、身体障がい者本人又は障がい者等と生計を二にする人が運転する場合
- ② 障がい者等と生計を二にする人が所有する軽自動車を身体障がい者本人又は障がい者等と生計を二にする人が運転する場合
- ③ 障がい者等が所有する軽自動車を障がい者等を常時介護する人が運転する場合(障がい者等のみで構成される世帯に限る)
- ④ 軽自動車の構造が障がい者等の利用に供するためのものとなっている場合

注意事項

- ① 普通自動車税の減免や福祉タクシー利用助成券の受給などの併用はできません。
- ② 減免の現況届を提出された人で、減免理由に変更がない人は、改めて申請する必要はありません。

必要なもの

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印鑑
- ⑤ 平成23年度軽自動車税納付書
- ※⑤は5月11日発送予定です。
- ※納税されますと、減免申請はできませんので注意してください。

減免申請期間

5月16日(月)～24日(火)
※土・日曜日を除く
※各支所総務課でも受け付けます。

今年から

減免対象を拡大しました

「所有者の要件の緩和」
障がい者等と生計を二にする人が所有する場合も対象となります。
「障がい区分の追加」
障がい区分に「肝臓機能障害」を追加しました。

問 政策部 税務課
(23)92220



担当:森